

契約解除

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合に利用できます。

クーリング・オフの手続きの手順

ハガキの書き方の例

① 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。

② ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

③ ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

④ 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り料金は事業者負担です。



通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社 ××××□□営業所
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返し、
商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- ・訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)..... 8日間
- ・電話勧誘販売..... 8日間
- ・連鎖販売取引(マルチ商法)..... 20日間
- ・特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等)..... 8日間
- ・業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法)..... 20日間
- ・訪問購入(いわゆる訪問買取)..... 8日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。 ◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

長野県消費生活センター

※受付時間 8:30~17:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです

北信 消費生活センター ☎026-223-6777
長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階

南信 消費生活センター ☎0265-24-8058
飯田市追手町2-641-47 飯田市美術館隣

中信 消費生活センター ☎0263-40-3660
松本市大字島立1020 県松本合同庁舎4階

東信 消費生活センター ☎0268-27-8517
上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階

もしくは、市町村消費生活センター・消費生活相談窓口へ

消費生活センターってどんなところ?

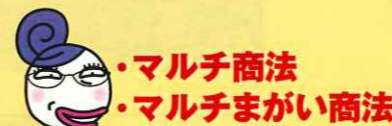
消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。
これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか?
困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン



BOKU, KAMOKAMO. ©YUKI ISHII

ひとりで抱え込まずに、すぐ相談!



悪質商法に注意!

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン ☎188

長野県消費生活センター

北信 ☎026-223-6777 南信 ☎0265-24-8058
中信 ☎0263-40-3660 東信 ☎0268-27-8517

長野県消費生活情報

検索

<http://www.nagano-shohi.net/>

こんなことがあったら狙われているかも…! 一人で抱え込まずに、すぐ相談!!

1 「簡単に儲かる良い話がある」と誘われて…



マルチ商法/マルチまがい商法

会員になって商品を販売すれば、マージン(紹介料)がもらえる商法。入会後に、人を紹介すれば収入が得られると告げられるマルチまがい商法も増えています。

カモにならないために

- 友達を紹介すれば儲かると誘われても、簡単に次の人は誘えません。たとえ、友達が契約してくれたとしても今度はあなたが加害者になります。
- 「お金がない」と断ると、無理やり消費者金融(サラ金)やクレジット契約を組ませることも。「みんなが借りているから大丈夫」という言葉に惑わされないで。クレジット契約もサラ金も「借金」です。
- 友達から誘われて、断るのが気まずくても、きっぱりと断る。

こんな手口にも注意!

大学生などでは、イベントチケットを友人に販売したら儲かると言われ、契約させ、解約を申し出ると、高額な違約金を払えと脅してくる。

アポイントメントセールス

販売の目的を告げずに、喫茶店や営業所に呼び出して、契約しないと帰れない状況にして高額な契約を結ばせる商法。

カモにならないために

- 「あなただけ特別!」「チャンスは今だけ!」などと気を引く言葉で勧誘されてもその場の雰囲気や契約をしない。
- 安易に個人情報を教えない。

こんな手口にも注意!

「いろいろな方と交流したい」などと友人関係を作るのが目的のように装いSNSでメッセージを送り、喫茶店等に誘い出し、投資のノウハウが収録された高額なUSBを購入させる。

2 就職活動をしていたら…



3 「登録完了。登録料金を請求します」と通知が…



架空請求/不当請求

「支払わないと法的手続きに入ります」などと根拠のないSMSを送りつけて連絡させようとする架空請求が多発。また、アダルトサイトなどで、安易にクリックしたら「登録完了」などと表示され、高額な料金を請求されるワンクリック請求のトラブルも多発しています。

カモにならないために

- 「至急連絡するように」との文句に慌てて、電話やメールをしない。
- 身に覚えのない請求には、応じない。
- 不要なメールや電話は受信・着信拒否設定などの対策をとる。

こんな手口にも注意!

- 有名企業などをかたって、架空請求メールを送ってくる。
- コンビニで電子ギフト券を購入し、その番号を教えるよう指示される。

SNS等をきっかけとしたトラブル

ケース1

SNSでエステが安くなる、無料で体験できるといった広告を見つけ、店に向かった。施術後、色々説明をされ、高額な脱毛エステの契約をさせられた。

ケース2

アルバイト情報サイトでエキストラ募集を見て向いたら、事務所のオーディションを受けさせられ、合格後にレッスンの契約をさせられた。

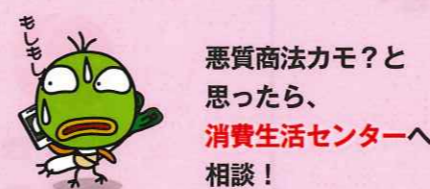
カモにならないために

本来の目的と違う契約を勧められてもその場で安易に契約しない。

4 インターネット上で広告を見つけて…



これだけは覚えておこう!



一人で抱え込まず、すぐ相談!